

○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令

〔平成十四年十一月十五日
環境省令第二十三号〕

改正 平成十七年三月四日環境省令第三号

平成十七年九月二十日環境省令第二十号

平成十八年五月一日環境省令第十七号

平成十九年四月二十日環境省令第十一号

平成二十一年三月三十一日環境省令第一号

(指定調査機関の指定の申請)

第一条 土壤汚染対策法(以下「法」という。)第十条第一項の指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- 三 申請者が法人である場合は、役員の名及び履歴、法人の種類に応じて次条第三項各号に定める構成員の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合
- 四 申請者が法第十一条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 五 申請者が法第十二条各号の規定に適合することを説明した書類

(指定調査機関の指定の基準)

第二条 法第十二条第一号の環境省令で定める基準であつて経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。

- 一 債務超過となっていないこと。
- 二 土壤汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。
- 2 法第十二条第一号の環境省令で定める基準であつて技術的能力に係るものは、次のいずれかに該当する者で土壤汚染状況調査の技術上の管理をつかさどるものを置いていることとする。
 - 一 土壤の汚染の状況の調査に関し三年以上の実務経験を有する者
 - 二 地質調査業又は建設コンサルタント業(地質又は土質に係るものに限る。)の技術上の管理をつかさどる者
 - 三 土壤の汚染の状況の調査に関し前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者
- 3 法第十二条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。
 - 一 一般社団法人 社員
 - 二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項の持分会社 社員
 - 三 会社法第二条第一号の株式会社 株主
 - 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの
- 4 法第十二条第三号の環境省令で定める基準は、土壤汚染状況調査の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。
 - 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
 - 二 土壤汚染状況調査の実施を依頼する者との取引関係その他

の利害関係の影響を受けないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(業務規程の記載事項)

第三条 法第十五条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 土壤汚染状況調査を行う事業所の所在地
- 二 土壤汚染状況調査の結果の通知及び保存に関する事項
- 三 土壤汚染状況調査の実施体制に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査の業務に關し必要な事項

(業務の廃止の届出)

第四条 法第十七条第一項の規定による廃止の届出は、様式第二による届出書を提出して行うものとする。

(指定の申請)

第四条の二 法第二十条第一項の規定による支援業務を行う者として指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - い。 定款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
 - 五 法第二十一条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計

画

六 最近の事業年度における事業報告書、収支決算書、財産目録その他の法第二十一条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

(事業計画書等の認可の申請)

第五条 法第二十条第二項に規定する指定支援法人(以下「指定支援法人」という。)は、法第二十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に(法第二十条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 収支予算書
 - 三 前事業年度の予定貸借対照表
 - 四 当該事業年度の予定貸借対照表
 - 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類
- 2 前項第一号の事業計画書には、法第二十一条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。
- 3 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。
 - 4 指定支援法人は、法第二十四条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

この省令は、法の施行の日（平成十五年二月十五日）から施行する。

（事業報告書等の提出）

第六条 指定支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第七条 法第二十九条第三項の規定による立入検査に係る同条第四項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

（権限の委任）

第八条 法に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるもの（二以上の地方環境事務所の管轄区域に事業所を有する者に係るものを除く。）は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第四号、第六号、第八号及び第九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三条第一項に規定する権限
- 二 法第十条第二項に規定する権限
- 三 法第十三条に規定する権限
- 四 法第十四条第三項に規定する権限
- 五 法第十五条第一項に規定する権限
- 六 法第十六条に規定する権限
- 七 法第十七条に規定する権限
- 八 法第十九条に規定する権限
- 九 法第二十九条第三項に規定する権限（指定調査機関に係るものに限る。）

附則

様式第一（第一条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

環 境 大 臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項の指定を受けたいので、同法第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査を行おうとする事業所の所在地			
名 称	(郵便番号)	所 在 地	(電話番号)
計 箇所			
※指定番号	環 ー ー	※指定年月日	年 月 日

※印の欄には、記入しないこと。

電 話 番 号	
取扱責任者 所属・氏名	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第二（第四条関係）

業 務 廃 止 届 出 書

年 月 日

環 境 大 臣 殿

指定年月日 平成 年 月 日

指 定 番 号

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

土壤汚染状況調査の業務を廃止したので、土壤汚染対策法第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

廃止年月日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第三（第七条関係）

（表面）

←----- 12センチメートル ----->		↑ 8 センチメートル ↓
第 号		
土壤汚染対策法第29条第4項の規定による身分証明書		
職名及び氏名		
写 真	年 月 日生	
	年 月 日発行 年 月 日限り有効	
	環 境 大 臣 地方環境事務所長	印

（裏面）

土壤汚染対策法抜すい
（報告及び検査）
第29条 （略）
2 （略）
3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
4 第1項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
5 第1項又は第3項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一 （略）
二 第29条第1項若しくは第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

